

芦屋市文化振興基本計画

平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）

自然に恵まれた，人が心豊かに生きる
ことのできるまちを目指して

「ゆとりや潤いなどの実感できる
心豊かな市民生活の実現」

「個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される
活力のあるまちづくりの実現」

平成 24 年 5 月

芦 屋 市



はじめに

近年、少子高齢化の進行や人口減少、長びく経済の低迷など社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした先行き不透明感をもたらす社会・経済情勢が続く中であって、年々、文化に対する支出は、国の財政状況もあって厳しくなっております。

一方で、文化は、人々に楽しさや感動、心の安らぎをもたらすとともに、豊かな人間性を涵養し、明日への活力や創造力を育み、人と人の連帯感を生み出す社会の基盤を形成する役割を果たすものにもなります。

本市では、平成22年4月1日から芦屋市文化基本条例を施行し、文化振興の諸施策を継続して展開するため、文化振興基本計画を策定しました。

本計画を実施していくことによって、市民一人一人が心豊かに生き生きと暮らし、地域への愛着や誇りを生み出し、グローバル化の流れの中にあっても埋没することなく、芦屋文化を国内外に発信していくことになるものと考えております。

本計画は、多くの市民の皆様や文化団体の皆様をはじめ、芦屋市文化振興審議会において数多くの貴重なご意見によって策定することができました。

なお、アンケート調査や計画策定に当たりましては、神戸大学大学院国際文化学研究科に指導・助言をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

平成24年5月

芦屋市長 山 中 健

目次

第1章 計画の策定に当たって	
1 策定の趣旨 4
2 計画の対象となる文化 4
3 市民及び事業者の役割 5
4 市の役割及び責務 5
5 計画の位置付け 6
6 計画期間 6
7 進行管理 6
第2章 基本理念 7
第3章 文化振興の必要性 8
第4章 文化をとりまく現状と課題	
1 現状	
(1) 本市の人口構成（少子高齢化の進行） 9
(2) 市民意識と市民の文化活動について 9
2 課題	
(1) 伝統的な文化の保存等11
(2) 高齢者の生きがいの充足11
(3) 青少年の文化活動の充実11
(4) 文化資源を活用した地域づくりの推進12
第5章 基本目標13
「自然に恵まれた，人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」	
1 ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現	
2 個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現	

第6章 基本的な施策

<施策体系>

市民の自主的な文化活動の推進	
ア 市民の文化活動の充実15
イ 高齢者，障がい者等の文化活動の充実18
ウ 青少年の文化活動の充実19
エ 学校教育における文化活動の充実21
オ 人材の育成に関する支援22
カ 文化団体の育成に関する支援23
固有の文化資源を活用した地域づくりの推進	
ア 地域の伝統的な文化の保存等24
イ 国内及び国外との交流の促進26
ウ 地域の文化資源の活用27
エ 良好な景観の形成29
文化の振興と再生を図るための環境づくりの推進	
ア 市の文化施設の充実31
イ 学校施設，公共施設の活用33
ウ 情報の収集等34
エ 文化活動に対する支援36
オ 文化活動に対する民間支援活動の促進37
カ 顕彰の実施38
計画の施策体系図39

第7章 計画の進行管理40
-------------	---------

[資料]

資料 1	芦屋市文化振興審議会委員名簿41
資料 2	芦屋市文化振興基本計画の策定経過42
資料 3	芦屋市文化振興基本計画の策定体制44
資料 4	芦屋市文化振興基本計画策定本部設置要綱（平成 22 年 7 月 15 日施行）45
資料 5	芦屋市文化振興審議会規則（平成 22 年 4 月 1 日施行）48
資料 6	芦屋市文化基本条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）50
資料 7	芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）55
資料 8	文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月 7 日施行）56
資料 9	芦屋市芸術文化活動助成要綱（平成 3 年 6 月 1 日施行）65
資料 10	富田碎花賞規則（平成 2 年 6 月 4 日施行）67
資料 11	芦屋市市民文化振興基金条例（昭和 57 年 4 月 1 日施行）68
資料 12	芦屋市民文化賞に関する規則（昭和 42 年 10 月 13 日施行）69
資料 13	主な市立文化施設70
資料 14	芦屋市文化振興審議会における意見等73
資料 15	芦屋市の文化に関するアンケート調査・市民アンケート結果概要75
資料 16	芦屋市文化行政推進に関する提言（平成 20 年 3 月）	

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本市では、平成18年5月に芦屋市文化行政推進懇話会を発足させ、平成20年3月に、芦屋市文化行政推進に対する提言（Ashiya Renaissance）をいただきました。

そして、平成22年4月には芦屋市文化基本条例を制定し、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明らかにしました。

この「芦屋市文化振興基本計画」は、芦屋の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人一人が多様な文化を享受し、新たな文化の創造に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して策定するものです。

また、本市の文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化に関する施策を体系化し、推進していくための指針を示すものです。

このため、価値の高い地域文化の再発見と活用など、市民と行政がともに取り組んでいく文化施策を包括的に示すとともに、市民、事業者及び市が連携・協働して、効果的に推進していくことが求められています。

2 計画の対象となる文化

文化は、最も広くとらえると、「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのこと（平成14年12月10日閣議決定）」を意味しますが、この基本計画の対象とする文化の範囲は、芦屋市文化基本条例によって定められています。

そこでは、芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動が対象とされています。

なお、生涯学習及びスポーツその他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、既存の計画に基づき推進するものとします。

参 考

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8条～第14条）の例示

- ・ 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
- ・ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・ 生活文化：茶道，華道，書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

3 市民及び事業者の役割

市民は，文化の担い手として，積極的に文化活動を展開する役割が，事業者には，地域社会の一員として，自主的に文化活動を展開し，市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

4 市の役割及び責務

行政における文化施策や，市民の文化活動を効果的に推進していくためには，市民と行政の参画と協働の仕組みづくりが必要であり，行政全般を文化の視点から捉え，文化の振興に関する施策を推進する必要があります。

市が実施する施策について，ソフト，ハード両面に，美しさ，ゆとり，潤い，安らぎなどといった文化の視点を取り入れるよう努めます。

文化の視点を取り入れることは，景観や町並み，風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる一つの要素となるとともに，教育，福祉などの面でも，教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成，また，心豊かな暮らしの実現に寄与するものとなります。

また、様々な施策分野においても、文化の視点を取り入れることで、地域コミュニティと市民生活に多様な魅力をもたらすことができます。

そのため、市民、事業者その他の関係機関と協働して推進していきます。

5 計画の位置付け

この計画は、第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化施策の方向性を包括的に示すものです。

6 計画期間

この計画は、平成24年度を初年度とし、平成33年度までの10年を前期5年、後期5年を一つの区切りとして、諸情勢の変化や施策の評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直し推進していきます。

7 進行管理

この計画に基づく事業の進捗状況等については、芦屋市文化振興審議会において毎年点検・検証して公表します。

この芦屋市文化振興審議会は、芦屋市附属機関の設置に関する条例に基づいて設置された諮問機関で、基本計画の策定及び変更その他文化の振興に関する重要事項を調査審議します。

今後は、基本計画に基づく施策の評価とともに、新たな施策の方向性など基本計画の見直しについて検討します。

第2章 基本理念

芦屋市文化基本条例で文化の振興に当たっての基本理念を定めています。

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

第3章 文化振興の必要性

文化は、生活の中で生まれ、育まれていくものです。

生活に文化が薫るまちは、歴史や伝統的な文化を育むまちであり、創造的で活力のあるまちです。

文化は、人々に喜びや感動、精神的な安らぎや知的な充実感をもたらし、様々な困難の中でも「生きる力」を育むための精神的なよりどころとなるばかりでなく、未来を切り開き、まちの人に誇りを回復し、力付けるものでもあります。

一方で、芦屋市は具体美術協会のような先端的な芸術を育んできたまちでもあり、文化は、創造的に既成の価値観を問い直し、混迷や停滞を克服する力にもなることから、文化の持つ革新性、多様性を将来に向けて培養するような営みが必要です。

さらに、文化は、地域固有の価値を創造することによって、都市化の中で存在が希薄となった地域コミュニティを再生する媒体ともなります。

本市は、大阪・神戸地域のベッドタウンとしての特徴を有し発展してきた住宅都市ですが、宅地開発や埋立地造成などにより、人口の増加が進み、新たなコミュニティが形成されている一方で、核家族化、近隣との付き合いが少なくなるなど地域意識の希薄化が指摘されています。

また、少子高齢化、高度情報化等、社会構造そのものが大きく変化する中で、価値観や考え方、ライフスタイルも多様化し、人々はゆとりや潤いなど心の豊かさを実感できる「生活の質」の向上を求めるようになってきています。

こうした中で、文化は、第一には市民の各々の活動によって創出されるものですが、地域住民の交流を促進する媒体となることによって、安全で安心な地域コミュニティの形成に寄与することもできます。

第4章 文化をとりまく現状と課題

1 現状

(1) 本市の人口構成（少子高齢化の進行）

芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）によると、本市の将来推計人口は、平成17年（2005年）の90,584人（国勢調査）から平成22年（2010年）で94,039人となった後も微増を続け、平成27年（2015年）の97,033人をピークにその後は減少傾向に転じ、平成42年（2030年）では、94,689人と予測しています。

平成17年（2005年）の年齢3区分別の人口では、年少人口（0～14歳）は、11,738人（構成比「以下同じ」13.0%）から微増傾向で推移し、平成27年（2015年）に、12,816人（13.2%）となるものの、それ以降は減少傾向に転じ、平成42年（2030年）では、9,069人（9.6%）に減少すると予測しています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）の60,403人（66.7%）から減少傾向で推移し、平成42年（2030年）では、56,577人（59.8%）に減少すると予測しています。

老年人口（65歳以上）は、平成17年（2005年）の18,443人（20.4%）から増加傾向で推移し、平成42年（2030年）では、29,043人（30.7%）に増加すると予測され、本市においても少子高齢化が進行しています。

(2) 市民意識と市民の文化活動について

「芦屋市の文化に関する市民アンケート調査結果」を見ると、大切にしたい芦屋の文化資源の魅力について、「自然や景観」が最も多く、以下「町並み、公園」、「まちの歴史や歴史的建造物・遺跡」、「文化行事・イベント」、「伝統行事・祭り」、「文化施設等」、「芦屋ゆかりの文化人・芸術家」と続いています。

本市の豊かな自然や景観、歴史、文化を多くの市民が「魅力」と認識しています。

今後のまちづくりにおいて、文化的なまちとするために特に重視することは、「自然・景観が保存・整備され、町並みに調和している」が最も多く、以下「市民が質の高い多様な文化に触れる機会が充実している」、「市民が芦屋の歴史をよく理解し、文化財や歴史的建造物を大切にしている」、「次代を担う子どもに文化に触れる機会が充実している」、「各地域の伝統文化や祭りが市民に認識さ

れ、継承されている」、「福祉・教育・まちづくりなどさまざまな政策に文化を活用している」、「国際的な文化交流が盛んである」、「市民が文化に関心を持ち、市民による文化活動が盛んである」、「文化に関する情報が十分に提供されている」などが続いています。

市民の文化活動については、この1年間に文化施設等を利用して、芸術や芸能を鑑賞し、催しものへ参加するなどの活動を行ったと答えた方は、本調査では6割に達しており、文化活動が活発であることがうかがえます。

幼少期の習い事など、幼少期の文化体験との関係においても、学校以外での鑑賞、習い事等の体験者は、全体の6割を占め、「文化関連の習い事をしていた」との回答者の7割以上が、この1年間にも文化施設等へ足を運んでおり、幼少期の体験が成人後の文化活動に大きく関係し、影響していることも明らかとなりました。

文化活動の内容としては、「趣味として鑑賞を楽しんでいる」が最も多く、次に、「習い事として活動している」、「趣味又はボランティアとして文化団体に参加、活動している」、「コンクールや展覧会等への参加・出品を目標に活動している」、「文化団体や文化施設等に関する支援や寄附を行っている」、「文化団体などで指導者等として活動している」、「文化施設等でボランティア活動をしている」が続いています。

「習い事として活動している」人は、40歳代以上で回答者の8割を占め、回答数は少ないものの、「趣味又はボランティアとして文化団体に参加、活動している」人は、50歳代以上が8割、「文化施設等でボランティア活動をしている」人も、50歳代以上で7割を占めるなど、中高年齢層において多様な文化活動が行われています。

一方、文化活動に参加しなかった理由としては、「鑑賞又は参加する時間がなかった」が多く、次に「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足している」、「情報が少なかった」、「鑑賞又は参加したいものがなかった」、「健康的な理由で鑑賞又は活動できなかった」、「一緒に行く仲間、友人がいなかった」、「まったく興味がない」、「場所が遠かった」、「子どもを預ける場所がなかった」などが挙げられています。

回答数は多くはないものの、10歳代では「まったく興味がない」、30歳代では「子どもを預ける場所がなかった」という比率が高く、「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足している」では、50歳代以上で7割近くとなり、年齢層に関係なく、市民の文化活動が二極化している状況も

うかがえます。

2 課題

本市は、文化の振興に当たって、次の事項を課題として取り組んでいきます。

(1) 伝統的な文化の保存等

地域に残る伝統のある固有の文化は、人間と自然とのかかわりあいの中で生まれ、育まれてきたものですが、担い手の高齢化や地域社会のつながりの希薄化などにより、これを保存・継承していくことが大きな課題となっています。

このような状況で、先人たちが守り伝えてきた地域の伝統的な文化を将来に引き継ぐためには、その素晴らしさを地域社会の中で再確認していく手立てや、伝統的な文化を保存・継承していく意義を啓発する取組などを、担い手や地元関係団体と連携して進めていく必要があります。

(2) 高齢者の生きがいの充足

本市の65歳以上の高齢者は、平成23年10月1日現在（住民基本台帳統計）、21,901人で、人口94,413人の23.2%を占め、市民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあります。また、これに続く60～64歳が7,912人、55～59歳が5,678人となり、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々を含め、定年退職後の生きがいの充足が、今後、課題となっていくことが考えられます。

このため、高齢者が生き生きとした生活を送るための方策の一つとして、高齢者が自主的・主体的に文化活動を楽しむための環境を整えていく必要があります。

(3) 青少年の文化活動の充実

今日、青少年（*1）の豊かな感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力などを育む上で、青少年が広く文化に触れることにより、多様な価値観を尊重できる人格の形成が行われるよう、青少年を対象とした文化の体験学習（活動）をこれまで以上に推進していく必要があります。

とりわけ、社会状況の不安定要因が拡大する中で、様々な困難に屈することのない「生きる力」を育むために、文化活動を通じて、青少年が複雑に変化する世界を的確に理解し表現する能力（アート・リテラシー（*2））を得ること

が大切です。

* 1 青少年の範囲について、この計画では、就学前の幼児、児童・生徒など、成年に達するまでの年齢層を対象としている。

* 2 アート・リテラシーとは、一般的な意味としては、芸術を享受するための知識や教養を身に付け、芸術を読み解き、さらには、創造する能力のことで、芸術作品(行為)によって表現又は暗示されている意味や世界観を、社会的・歴史的な文脈を踏まえて的確に読み解き、自分の言葉で表現し、他者とのコミュニケーションを通じて、自己の認識・世界観を深めていくための能力

(4) 文化資源を活用した地域づくりの推進

今日では、文化の振興に関する施策は、芸術・芸能などの鑑賞や、文化活動の促進などのほか、文化を地域の活性化の有効な手段(文化資源(*3)の活用)として位置付け、これを活用する様々な取組が進められています。

具体的には、歴史的建造物、地域に残る伝統的な文化、歴史的・文化的な景観、文化にかかわる施設、事業、作品などを効果的に活用して、地域を活性化し、観光に結び付けていく取組や、まちのにぎわいを創出する試み、また、文化に関連した商業やデザインの振興などが考えられます。

このため、既存の枠組みを越えた連携や協力関係をつくり、新たな文化資源の発掘に取り組むなど、文化資源を活用した地域づくりを推進する必要があります。

* 3 文化資源とは、「有形及び無形の文化財」、「地域に残る伝統のある優れた文化(祭りなどを含む。）」、「景観」、「文化施設等」、「芦屋ゆかりの芸術家」など様々なものがある。

第5章 基本目標

「自然に恵まれた，人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは，豊かな自然や美しい町並みなどの都市景観や心地良い空間があり，人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは，居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを保つことで創られるものであると考えます。

豊かな自然や歴史，美しい町並み，多様な文化などは美しさを感じる感覚を養い，創造性や，寛容性を育む源となっています。豊かな自然や美しい町並みを保存・形成するとともに，市民の多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって，市民の感性や創造力を育み，次代を担う人材を育成し，人が心豊かに生きることのできるまちづくりを目指します。

1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞したり，自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

2 「個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現」

地域の歴史や文化などが取り入れられ，周囲の景観とも調和したまちづくりが行われ，文化が様々な分野で活用された魅力ある地域社会の創成を目指します。

第6章 基本的な施策

本市の文化の振興を図っていくため、次の三つを柱として、基本的な施策及び方向性を示します。

<施策体系>

市民の自主的な文化活動の推進

- ア 市民の文化活動の充実
- イ 高齢者、障がい者等の文化活動の充実
- ウ 青少年の文化活動の充実
- エ 学校教育における文化活動の充実
- オ 人材の育成に関する支援
- カ 文化団体の育成に関する支援

固有の文化資源を活用した地域づくりの推進

- ア 地域の伝統的な文化の保存等
- イ 国内及び国外との交流の促進
- ウ 地域の文化資源の活用
- エ 良好な景観の形成

文化の振興と再生を図るための環境づくりの推進

- ア 市の文化施設の充実
- イ 学校施設、公共施設の活用
- ウ 情報の収集等
- エ 文化活動に対する支援
- オ 文化活動に対する民間支援活動の促進
- カ 顕彰の実施

市民の自主的な文化活動の推進

ア 市民の文化活動の充実

ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現に当たっては、市民一人一人が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、文化に関する創造的な営みができるような環境を整えることが必要です。

このため、市民が文化に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取組や、市民が文化を鑑賞する機会の充実、また、市民自らが文化活動を行うための機会の充実や情報提供に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

市の文化施設で文化に関する講座・講演会等の開催や、広報紙やホームページなどで文化に関する情報提供を行うことにより、市民の文化に対する関心や理解を深めます。

市の文化施設での公演、展覧会など多彩な文化の鑑賞機会の提供など文化活動を行う個人及び団体（以下「文化団体」という。）と連携・協働して、市民の鑑賞機会の充実を図ります。

市民が文化活動を行う際に利用できる文化施設を整備し、運営するとともに、市民の文化活動の成果を発表する機会の確保や提案制度などの事業・施策の活用により、市民自らが行う文化活動の充実を図ります。

市が実施する文化の催しや活動についての情報など、市民が文化の鑑賞や活動を行う際に必要とする情報を広報紙やホームページなどで提供します。

【主な施策概要】

文化に対する関心，理解を深めるための普及啓発

市の文化施設での文化に関する講座，講演会等の開催

市民の鑑賞機会の提供

文化団体との連携による鑑賞機会の提供
 市の文化施設での公演事業の実施
 市立図書館での展示事業の実施
 市立美術博物館での美術作品の展覧会の開催，文化に関する資料等の展示，展覧会等の開催
 谷崎潤一郎記念館，富田碎花旧居での文学資料に関する展示，展覧会等の開催

市民の文化活動や発表する機会の確保

芦屋市展の開催
 文化団体の創作，発表等の活動への助成等による支援
 伝統芸能，舞台芸術作品等の公演などへの共催による支援
 市の文化施設での創作，練習，発表等の活動の場の提供
 市の文化施設の利用環境の整備

文化活動に関する情報の提供

広報紙，ホームページ等様々な媒体による文化活動のための情報の提供

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
市民絵画展 市民ステージ 市民ギャラリー 夢ステージ	市民会館
講座，講演会 常設展示 公民館ギャラリー 公民館音楽会 公民館図書室	公民館
交流の場の提供	地区集会所 上宮川文化センター 打出教育文化センター

<p>図書の充実，展示事業</p>	<p>図書館</p>
<p>芦屋市展 美術に関する常設展</p>	<p>美術博物館</p>
<p>文学資料の展示，施設の公開</p>	<p>富田碎花旧居</p>
<p>常設展，特別展 企画展示事業（ロビーギャラリー） 文学館講座</p>	<p>谷崎潤一郎記念館</p>
<p>文化活動の場の提供 文化ボランティア活動の取組 広報紙，ホームページ等による情報の提供</p>	<p>各関係文化施設</p>

イ 高齢者，障がい者等の文化活動の充実

高齢者，障がい者，子育て中の保護者などは，文化を鑑賞したり，自ら文化活動を行う上で支援を必要とする場合があります。

このため，高齢者，障がい者，子育て中の保護者などが，文化に親しみ，自主的に文化活動を楽しむための環境整備に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

高齢者，障がい者，子育て中の保護者などが，文化に親しみ自ら文化活動を楽しめるよう，文化施設のバリアフリー化や利用サービスの向上に努めます。

【主な施策概要】

高齢者，障がい者等の文化活動の充実

市の文化施設のバリアフリー化の推進 市の文化施設での託児支援等の取組 市の文化施設での高齢者，障がい者の観覧料等の軽減

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
芦屋川カレッジ 芦屋川カレッジ聴講生 芦屋川カレッジ大学院 青い鳥学級 くすの木学級	公民館
交通バリアフリー推進連絡会 ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会	都市計画課
文化施設のバリアフリーの推進 託児支援等の取組 高齢者，障がい者の観覧料等の軽減	各関係文化施設

ウ 青少年の文化活動の充実

次代を担う子どもたちにとって、幼い頃から様々な文化に触れ、感動する体験を重ねていくことは、自己形成や豊かな人間性や創造性を育む上で、非常に大切です。子どもたちが日ごろから、家庭や地域の中で、多様な文化と出会い、交流し、創作活動に参加していくなど、子どもたちが文化活動に興味・関心を抱くような環境づくりが求められています。

このため、子どもたちが地域の中で、それぞれの年代に応じて、多様な文化を体験したり、自ら文化を創造する活動に参加したりできるよう、その機会の提供に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

市の文化施設で子どもたちが文化を鑑賞する機会を提供します。

子どもたちが文化活動を体験する機会を提供します。文化の裾野を広げ、新たな文化の担い手となるよう、子どもたちが多様な文化に接し、自ら体験できる機会を通じて、幼い頃から文化に関心を持つような環境をつくります。

【主な施策概要】

青少年の鑑賞機会の提供

市の文化施設での子どもたちを対象とした鑑賞事業の実施 市立図書館での絵本展示等の実施 市立美術博物館での人形劇の実施
--

青少年の文化活動の体験機会の提供

市立図書館での子どもや親子を対象とした読書に親しむための事業の実施 市立美術博物館での文化を体験する機会の提供や体験型ワークショップ（*4）の実施
--

*4 ワークショップ（workshop）とは、体験する講習会や参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会、参加者が自主的活動で行う講習会などがある。

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
幼稚園に出かける「幼児教育講座」 公民館子ども教室	公民館
絵本展示 子どもや親子を対象とした読書に親しむ事業	図書館
芦屋市造形教育展 ワークショップ事業 人形劇	美術博物館

エ 学校教育における文化活動の充実

子どもたちが文化に触れる機会を確保する上で、多くの時間を過ごす学校の果たす役割は重要といえます。

このため、学校においては、各教科の学習や特別活動の時間の中で、子どもたちに、楽しみながら多様な文化に触れる機会を積極的に提供していくことが求められます。その実現に向けては、芸術家や文化団体等の協力が得られるよう引き続き取り組む必要があります。

【施策の方向性】

学校教育における文化に関する体験学習などの充実を図るとともに、芸術家や文化団体等が学校教育の中で行う文化活動に必要な協力や支援を実施します。

【主な施策概要】

文化に関する体験学習等の充実

学校への芸術家等派遣事業の実施 本物の舞台芸術体験事業の実施 学校と文化施設，芸術家等や文化団体と連携した教育の推進 子どもの文化活動を支援する人材（ボランティア）リストの作成

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
中学校総合文化祭 吹奏楽演奏会 部活動の推進 自由研究・教育活動展 造形教育展 芦屋川等での環境体験学習 自然学校 トライやる・ウィーク 読書推進事業 特色ある学校園づくり推進事業 舞台芸術体験	学校教育課

オ 人材の育成に関する支援

芸術家など本人の活動だけではなく、文化に関する企画や制作、文化施設の管理運営など、アートマネジメント（*5）にかかわる活動を行う人たちの様々な活動が合体して、多彩な作品や表現を生み出す創造的活動が成り立っています。

このため、創造的活動を担う芸術家等（*6）の育成に関して、創造的活動の成果を発表する機会の確保などに引き続き取り組みます。

*5 アートマネジメント（art management）とは、アートと社会をつなぐ役割を果たす活動の総称で、具体的には、実演芸術の公演、展覧会の開催、ホール等の施設の管理運営、文化団体の活動等に係る企画、広報、管理業務等があげられる。

*6 芸術家等は、この計画では、文化にかかわる多様な創作活動や公演活動などを通じて、既に活躍している人たちだけでなく、これからの活躍や活動を目指している人たちなどを含めて幅広くとらえている。

【施策の方向性】

芸術家等の創造的活動の成果を発表するための展覧会や公演事業などを開催するとともに、活動を支援します。

【主な施策概要】

創造的活動の成果を発表する機会の確保

市民絵画展，芦屋市展，芦屋市造形教育展の開催

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
市民絵画展（再掲）	市民会館
芦屋市展（再掲） 芦屋市造形教育展（再掲）	美術博物館

カ 文化団体の育成に関する支援

本市では、様々な形態の文化団体が多様な活動を展開しています。

NPO(* 7)法人などの中には、自ら文化活動を行う団体や文化施設の運営管理を営む団体、子どもたちをはじめ、市民が文化活動に親しむための支援や芸術家等と社会とをつなぐ活動を行う団体など、数多くの団体が活動しています。

本市の文化の振興を進める上で、こうした文化団体の多様な活動とその果たす役割は欠かせないものとなっています。

このため、文化団体の育成や支援に引き続き取り組みます。

* 7 NPO (non-profit organization) とは、民間非営利団体。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体

【施策の方向性】

文化団体の自主的な活動を支援することにより、文化団体の多様な活動を促進するとともに、文化団体との連携・協働の推進に取り組みます。

【主な施策概要】

文化団体の育成に関する支援，連携の推進

文化団体の活動に対する後援 文化団体相互の連携の促進 市の文化施設での社会教育関係団体等の使用料の軽減

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
事業の後援名義	市民参画課 教育委員会管理課
社会教育関係団体等の使用料の軽減	各関係文化施設

固有の文化資源を活用した地域づくりの推進

ア 地域の伝統的な文化の保存等

地域の自然，歴史，風土により育まれてきた有形及び無形の文化財などの伝統的な文化は，市民が共有する記憶（思い出）のよりどころとなるかけがえのない市民共通の財産です。

豊かな水と緑をはじめ恵まれた自然や，歴史や伝統を背景に継承されてきた地域の祭り，伝統的な行事などの文化資源は，私たち市民の誇りとするものです。

しかし，地域の伝統的な文化の中には，担い手の不足や地域社会のつながりの希薄化などにより，近い将来，忘れ去られ，失われてしまう可能性のあるものもあります。

こうした現状にある伝統的な文化については，担い手だけでなく，地域社会全体がその存在意義についての認識を深め，協力し合いながら，これを大切に守り，継承していく必要があり，市外への発信も求められるようになっていきます。

このため，伝統的な文化の普及啓発や文化財保護等に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

地域の伝統的な文化の大切さについての理解，認識を深めるとともに，担い手の育成につながるよう，国や県，文化団体等と連携しながら伝統的な文化の体験・鑑賞機会の提供，発表機会の確保，情報の提供などに取り組みます。

文化財の保護を図るため，未指定文化財を調査し，指定等の保護措置を講ずるほか，文化財の活用・保護の普及啓発のため，展覧会や講座などを開催します。

【主な施策概要】

伝統的な文化の普及啓発，鑑賞機会等の提供

歴史を学ぶ機会の提供

伝統的な文化に触れる機会の提供

市の文化施設での能・狂言などの伝統芸能にかかわる公演の実施，発表機会の確保

市の文化施設での地域の歴史・文化などの講座，講演会や資料展示の充実

文化財保護の充実等

<p>文化財の保存・整備と活用</p> <p>文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施</p> <p>市立美術博物館での文化財等に関する資料の収集，保管，展示及び研究</p> <p>広報紙，ホームページ等による文化財に関する情報の提供</p>
--

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
山車維持管理費助成	財産区
市民寄席 芦屋能・狂言鑑賞の会 ひょうご邦楽の祭典	市民会館
歴史に関する常設展 美博寄席	美術博物館
文化財に関する講座，パンフレット・リーフレットの作成 既存遺跡等の維持管理 指定文化財等の保護 文化財保護審議会 芦屋市史の編集	生涯学習課

イ 国内及び国外との交流の促進

文化は、人と人、地域間、国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たしてきました。それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景を下に形成された文化の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の真の相互理解を進める上で不可欠な要素といえます。

このため、文化に関する地域間交流や国際交流、多文化理解に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

各国の文化を紹介し、在住外国人との交流を図る催しや講座を実施するなど、多文化理解を推進します。

【主な施策概要】

国際交流の推進

海外の姉妹都市との交流事業の実施

多文化理解の推進

市立潮芦屋交流センターでの多文化理解や交流を推進するための事業の実施

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
姉妹都市モンテベロ市との学生親善使節交流事業 英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行	市民参画課（国際交流担当）
市民の国際交流事業の推進 交流の場の提供	潮芦屋交流センター

ウ 地域の文化資源の活用

地域には、歴史的建造物や町並み、伝統的な行事や祭りなど様々な文化資源が存在し、季節感あふれる地域の行事や祭りは、私たちの暮らしに彩りを添え、毎日の暮らしを活気に満ちた楽しいものとしています。

文化の振興方策の一つとして、これら地域固有の文化資源を発掘し、地域の活性化に活用していこうとする取組が進められています。

こうした取組は、身近な文化資源の価値を再評価することにつながり、改めて地域の魅力を再認識する機会になるとともに、観光などと結び付けることにより、経済的価値を生み出すものにもなります。

このため、文化資源を活用した地域の活性化やにぎわいの創出を図るため、文化資源に関する情報の収集や発信など、文化資源の活用に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

地域の文化資源の発掘に努め、地域の活性化に活用可能な文化資源については、市民、事業者、地元関係団体などとの連携により有効活用を進めるとともに、その魅力を広くPRするための情報発信に取り組みます。

【主な施策概要】

文化資源を活用した地域の活性化

アートフリーマーケット等による芸術家等の育成支援
市の文化施設の地域のにぎわい創出等への活用
広報紙、ホームページ等による行事や祭りの開催など文化資源に関する
地域情報の発信

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
さくらまつりへの支援・協力	市民参画課
秋まつりへの支援・協力 あしや山まつり ハイキングコースの整備	経済課
サマーカーニバルへの援助・協力	公園緑地課

芦屋ゆかりの芸術家の展示 アートフリーマーケット	美術博物館
-----------------------------	-------

エ 良好な景観の形成

本市は、美しく豊かな自然に恵まれ、水辺や森などの身近な自然も数多く残されています。それらは、古くから詩歌や絵画などにも描かれ「芦屋らしさ」としての都市イメージを形成してきました。

文化は、豊かな自然や美しく洗練された景観を背景として、人々の日々の暮らしの中から生みだされ、世代を越えて受け継がれてきたものであり、その自然や景観は文化を育む貴重な文化資源です。

このため、将来にわたって芦屋独自の個性豊かで潤いのある文化を創造していくために、本市の有する豊かな自然を後世に伝え、また、地域の特性を活かした美しい景観の形成を図る必要があります。

本市では、平成8年に芦屋市都市景観条例を施行するとともに、この条例に基づき、芦屋市景観形成基本方針を策定し、良好な景観は「地域の自然、歴史、文化等との人々の生活、経済活動等との調和により形成」されるものであることを基本理念に位置付け、景観づくりに取り組んでいます。

条例では、大規模建築物等の計画に対し助言・指導を行うとともに、景観に大きく影響を与える建築物等については都市景観アドバイザー会議において個別に事業者及び設計者と協議を行い、まちの景観の向上に努めています。

阪神・淡路大震災以降、急激に美しい住宅景観が失われつつあり、これまでの良好な景観の継承とより魅力ある景観の創出が求められ、景観誘導施策の実効性を高めるために、平成21年7月には、芦屋市全域を景観法で定める「景観地区」に指定しました。

このため、美しく風格のある景観は、文化の基盤ともいえることから、自然景観や歴史的な景観、調和のとれた都市景観の形成に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

市内各地の自然景観、歴史的な景観、文化的な都市景観などの良好な景観の形成に当たっては、文化的諸条件などに配慮し、魅力ある景観づくりに取り組みます。

【主な施策概要】

良好な景観の形成

全市を景観法で定める「景観地区」の指定による魅力ある景観づくりの

推進

景観地区のうち、特徴のある景観を有する地域は「特別景観地区」の指定により、良好な景観の保全・育成の推進

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
景観地区指定協議 都市景観審議会 都市景観アドバイザー会議 景観認定審査会 緑の保全地区の指定 保護樹の指定	都市計画課（まちづくり・開発指導担当）

文化の振興と再生を図るための環境づくりの推進

ア 市の文化施設の充実

今日、市民の文化活動に対するニーズが多様化、高度化する中、専門的な機能を有した文化施設が求められています。また、既存の文化施設の整備とともに、老朽化や機能劣化が進んでいることから、時代に対応した機能向上等を図る必要があります。

こうした文化施設の運営や活動の実効性を確保するためには、利用者の満足度を高めるためのサービスの提供状況等について、適切な点検を行っていく必要があります。

このため、多様化・高度化する市民ニーズに対応できるよう、市の文化施設の機能の充実を図るとともに、市民プロデューサーの活用や指定管理者制度導入における適切な検証などに引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

市の文化施設では、文化の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特성에応じた文化活動をマネジメントする人材の育成や市民プロデューサーの活用、教育普及活動に取り組みます。

市の文化施設の機能を最大限に発揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。

【主な施策概要】

市の文化施設の機能の充実

文化施設の特性に応じた芸術家等の人材育成，教育プログラム，アウトリーチ（*8）活動等の実施
文化施設における参加体験型（ワークショップ）事業の実施
文化施設の特性に応じたプロデュース機能の充実及び活用の促進
文化施設の機能の向上

*8 アウトリーチ（outreach）とは、本来の意味は、手を伸ばすこと。日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々に対し、文化団体や文化施設が働きかけを行うことをいう。アウトリーチには、文化団体や文化施設が文化施設

以外の学校，病院などに出張して行う鑑賞事業，演奏活動などがある。

運営方法の点検等

施設利用者を対象としたアンケート調査の実施 施設運営会議等による施設運営や実施事業の点検・検証
--

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
アウトリーチ活動 ワークショップ事業（再掲）	美術博物館
文化施設の機能の向上 施設運営会議	各関係文化施設

イ 学校施設，公共施設の活用

文化活動の場を充実していくため，既存の文化施設を利用しやすくするなどのサービスの改善を図り，地域の身近な拠点ともなっている学校や公共施設の活用に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

学校施設については，学校教育に支障のない限り，空き教室や休日等の学校施設を市民の文化活動のために利用できるよう努めます。また，文化施設以外の庁舎などの公共施設についても，作品の展示などの利用ができるよう取り組みます。

【主な施策概要】

学校施設，公共施設の活用

学校施設，公共施設の文化活動の場としての活用

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
作品の展示等の活用	各公共施設

ウ 情報の収集等

市民が身近に文化活動を行えるよう、多様な文化に関する情報の収集及び発信が重要となっています。

今日、インターネットに代表されるような情報通信技術の急速な普及により、ホームページなどでの情報の収集や発信、電子メールなどによる情報伝達や各種申請の受付、様々な形態の資料のデジタル保存が行われています。

このため、市民が等しく文化活動に関する情報の入手等が行えるよう配慮するとともに、利便性を高めるために、文化の振興のための情報通信技術の活用に引き続き取り組みます。

【施策の方向性】

文化活動に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、広報紙、ホームページなどを活用した情報提供を行います。また、市の文化施設が保管・保有する公開資料を容易に利用できるよう、検索や閲覧に情報通信技術を活用するよう取り組みます。

市の文化施設の利用手続において、窓口を訪れる負担などを軽減するため、情報通信技術を活用し、自宅から利用予約が可能となるよう、利用者の利便性の向上に取り組みます。

市の文化施設に保存・保管されている文化にかかわる資料について、デジタル化によるデータベース化を図り、利用者への公開を推進します。

【主な施策概要】

情報の収集等

広報紙、ホームページや電子メールを活用した文化情報の提供
保存資料等の検索・閲覧等に関する情報通信技術の活用

利便性の向上

施設利用予約システムの運用

文化にかかわる資料、作品、情報等の保存

市の文化施設における収蔵資料等のデジタル化，データベース化の推進

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
広報紙の発行（月2回） ホームページの制作 CATVの活用 情報通信技術の活用	各関係文化施設

エ 文化活動に対する支援

本市の魅力あふれる文化の振興を図るためには、市民の優れた文化活動に対する助成制度や文化団体助成事業などの活動を支援することが必要です。

このため、文化活動に対する支援を引き続き実施します。

【施策の方向性】

本市では、芦屋市市民文化振興基金を活用した芦屋市芸術文化活動助成、地域文化活動補助事業を行っていますが、目的や効果を十分に評価・検証した上で、活動助成を進めます。

【主な施策概要】

活動している個人や団体に対して、より重点的・効果的な支援の充実

芦屋市芸術文化活動助成事業の実施 地域文化活動補助事業の実施

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
芦屋市芸術文化活動助成事業	市民参画課
地域文化活動補助事業	生涯学習課

オ 文化活動に対する民間支援活動の促進

市民主体の文化活動をこれまで以上に充実させていくためには、様々な主体による文化活動の支援が不可欠です。

社会の様々な公的サービスに対して、個人からの寄附を促進するための税制等の措置が、国や地方公共団体の独自の工夫などにより講じられています。

また、企業の中には、メセナ（*9）活動を行う企業も出てきています。

このため、文化活動に対する個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう、普及啓発や情報提供に引き続き取り組みます。

*9 メセナ(mécénat)とは、フランス語で文化活動に対する支援を意味する。

企業などが資金などを提供して文化活動を支援することをいい、企業名などを冠する音楽会、美術展などを催して援助する場合などがある。

【施策の方向性】

文化の振興に寄与する寄附税制等の周知により、個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう普及啓発等に取り組みます。

【主な施策概要】

文化活動に対する個人や企業等からの寄附や支援の促進

寄附税制等に関する周知 文化団体への寄附の促進 企業メセナ等に関する情報の提供

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
あしやふるさと寄附金を活用した芦屋市市民文化振興基金の啓発 メセナ活動等の情報提供	市民参画課

カ 顕彰の実施

文化活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえることは、文化の振興を図る上で重要なことといえます。

このため、文化活動に係る顕彰を引き続き実施します。

【施策の方向性】

文化活動で顕著な成果を収めた人や団体，また，文化の振興に寄与した人や団体の顕彰を実施します。

【主な施策概要】

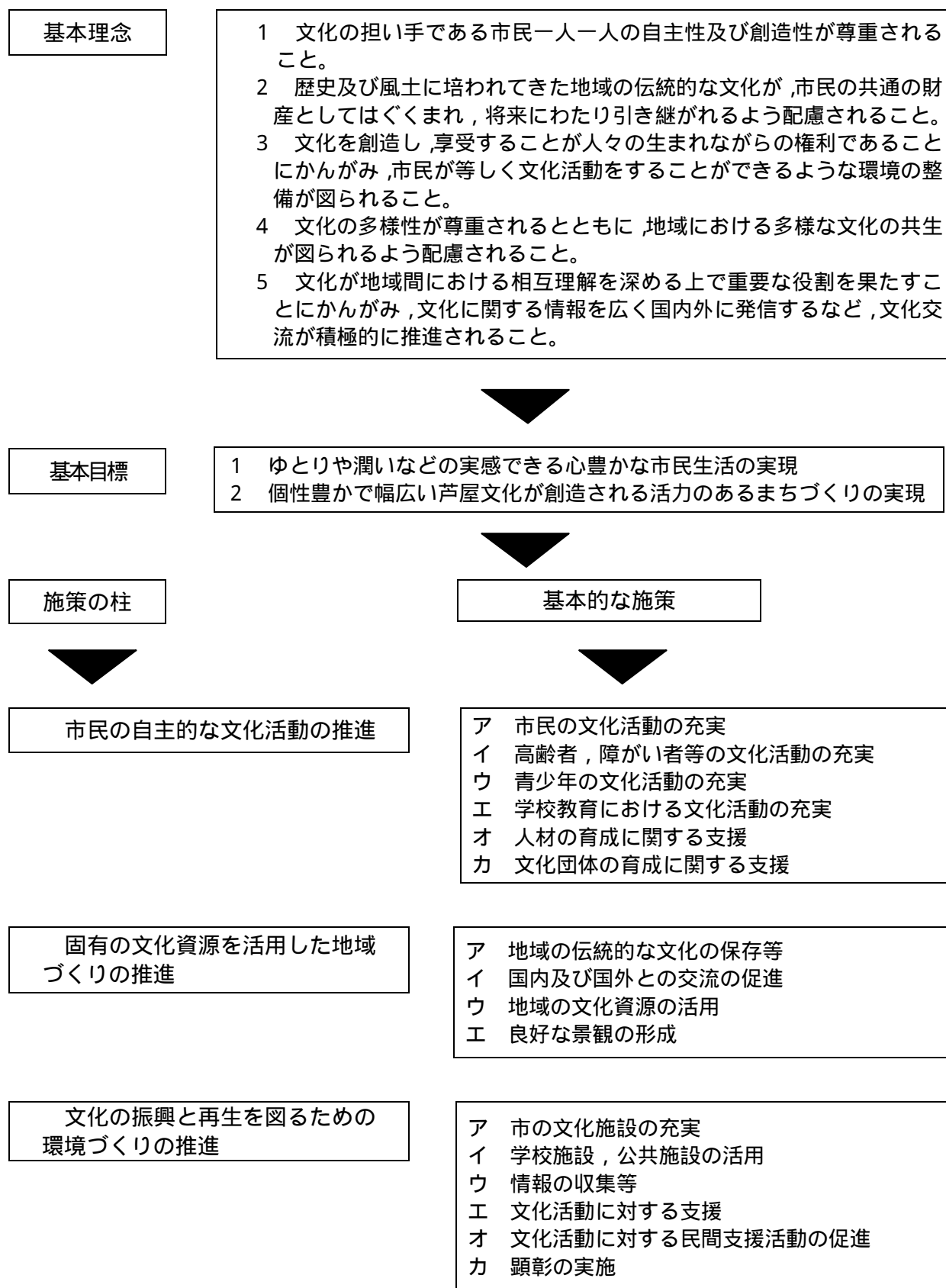
顕彰の実施

市民文化賞による表彰の実施 富田碎花賞顕彰事業の実施

【これまでの主な取組】

「施策・事業」例	施設・所管課名
市民文化賞	秘書課
富田碎花賞顕彰事業	生涯学習課

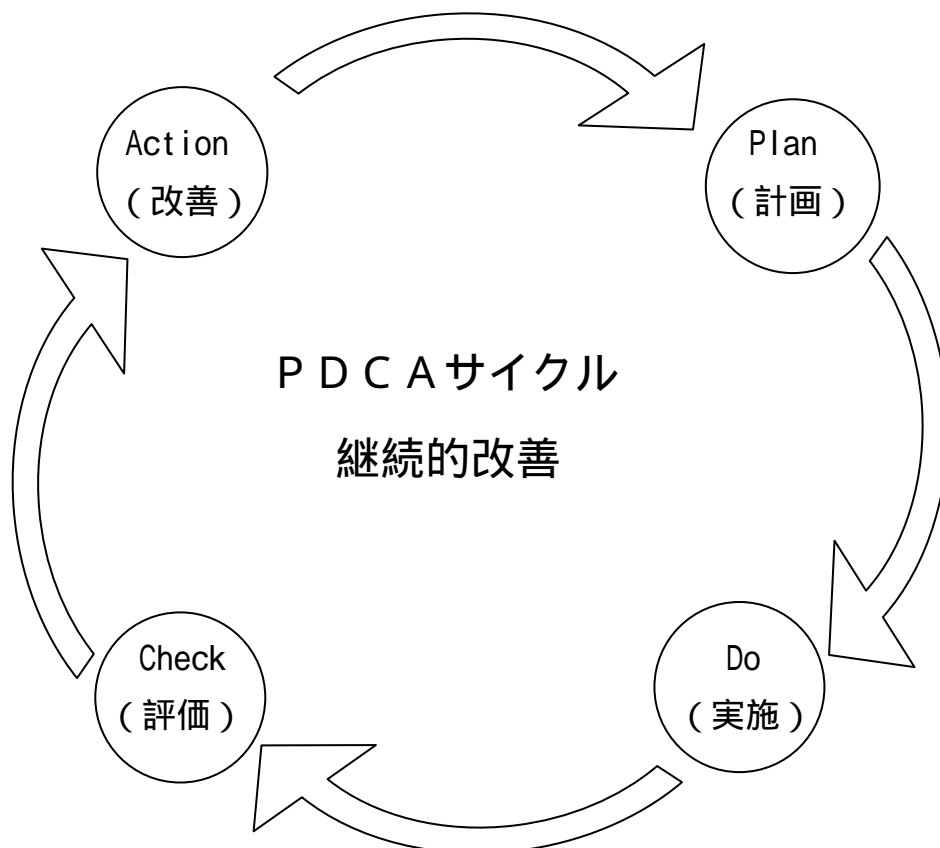
計画の施策体系図



第7章 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、将来にわたり持続可能な文化振興を図るためには、文化施策・事業の進行状況を管理し、必要に応じて改善していくことが重要です。そのためには、行政評価と行政運営を連動し、文化施策・事業の「計画 - 実施 - 評価 - 改善（PDCAサイクル）」を一体のものとして運用する行政システムが必要です。

このため、庁内組織である（仮称）芦屋市文化振興関係課長連絡会議を設置して、本計画の総合的な推進に関する必要な事項の検討や進捗状況を把握し、進行管理を行います。また、芦屋市文化振興審議会において、総合的な評価や意見を求めるなど、より実情に即した施策の展開を図ります。



芦屋市文化振興審議会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
なか がわ いく お 中 川 幾 郎	帝塚山大学法政策学部教授
す とう けん いち 須 藤 健 一	国立民族学博物館長
かわ うち あつ ろう 河 内 厚 郎	夙川学院短期大学特任教授
ひろ もと ゆ か り 弘 本 由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
すずな 松 あつこ	舞踊ジャーナリスト
み やけ まさ ひろ 三 宅 正 弘	武庫川女子大学准教授
い はら れ な 井 原 麗 奈	神戸国際芸術祭実行委員会事務局員
なか むら み つ こ 中 村 美津子	芦屋市商工会（平成 23 年 6 月まで）
しば た あい 柴 田 愛	芦屋市商工会（平成 23 年 7 月から）
ふな はし ひさ お 船 橋 久 郎	公募市民委員
た なか たか こ 田 中 隆 子	公募市民委員

会長 副会長

平成 22 年度 市民アンケート調査・分析

【協力研究機関】（神戸大学大学院国際文化学研究科 藤野研究室）

事務局アドバイザー

同研究科教授 ふじ の かず お
藤 野 一 夫（平成 22 年 7 月～平成 23 年 3 月，
平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）

同研究科研究員 たけ うち とし え
竹 内 利 江（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）

芦屋市文化振興基本計画策定本部及び幹事会の協議経過

策定本部

会 議	日 時	場 所	内 容
第1回策定本部	平成22年7月20日(火) 午後1時～2時	庁議室	・スケジュールについて ・市民アンケート調査について
第2回策定本部	平成23年5月16日(月) 午前11時～12時	庁議室	・基本計画(素案)のまとめ
第3回策定本部	平成23年11月24日(木) 午後3時～4時	庁議室	・基本計画(中間報告)のまとめ
第4回策定本部	平成24年4月16日(月) 午前10時30分～11時20分	庁議室	・市民意見の取りまとめ ・基本計画(案)のまとめ
第5回策定本部	平成24年5月14日(月) 午前9時45分～10時30分	庁議室	・市民意見の取りまとめ ・基本計画(案)のまとめ

幹事会

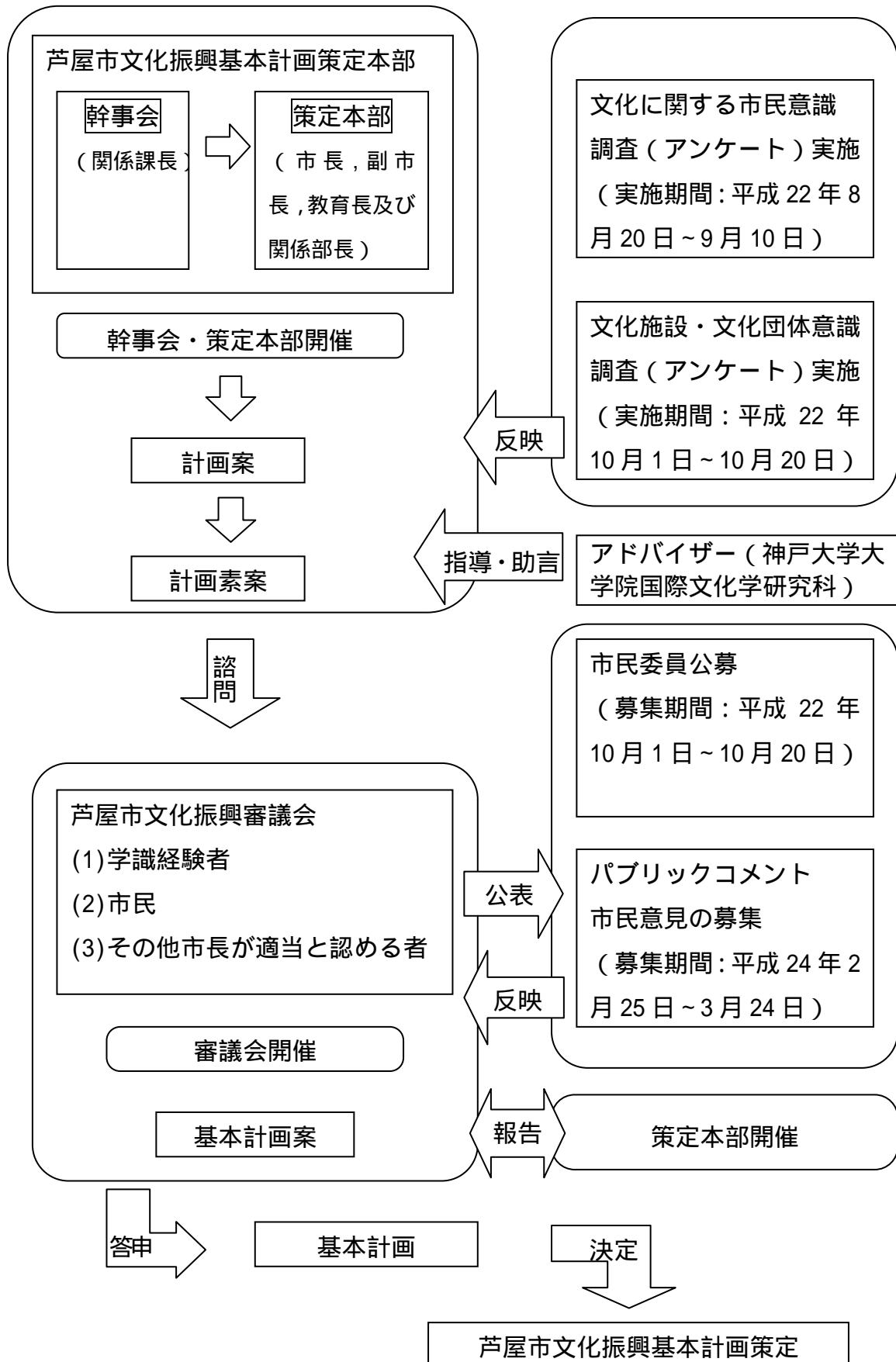
第1回幹事会	平成22年7月20日(火) 午後2時30分～3時30分	北館2階第3会議室	・スケジュールについて ・市民アンケート調査について
第2回幹事会	平成22年10月25日(月) 午前10時～12時	南館4階電子会議室	・基本計画(案)について
第3回幹事会	平成22年11月17日(水) 午前10時～12時	南館4階電子会議室	・基本計画(案)に対する意見について
第4回幹事会	平成22年12月20日(月) 午前10時～12時	南館4階電子会議室	・基本計画(案)に対する意見について ・市民アンケート調査結果について
第5回幹事会	平成23年1月24日(月) 午前10時～12時	南館4階電子会議室	・基本計画(案)に対する意見について ・市民アンケート調査結果について

			・文化団体・施設アンケート調査結果について
第6回幹事会	平成23年4月21日(木) 午前10時~12時	北館2階第3会議室	・基本計画(素案)のまとめ

芦屋市文化振興審議会の協議経過

会議	日時	場所	内容
第1回審議会	平成23年5月16日(月) 午後6時~8時	南館4階大会議室	・委嘱について ・会議の運営について ・スケジュールについて
第2回審議会	平成23年6月8日(火) 午後6時~8時	南館4階大会議室	・市民アンケート調査について ・基本計画の構成について ・基本計画(素案)について
第3回審議会	平成23年7月13日(水) 午後6時~8時40分	南館4階大会議室	・基本計画の策定について
第4回審議会	平成23年8月16日(火) 午後6時~8時30分	南館4階大会議室	・基本計画に対する意見について
第5回審議会	平成24年1月12日(木) 午後6時~8時	南館4階大会議室	・基本計画(中間報告)のまとめについて
パブリックコメント	平成24年2月25日 ~平成24年3月24日		・市民意見の募集
第6回審議会	平成24年3月26日(月) 午後6時~7時30分	南館4階大会議室	・市民意見の取りまとめ ・基本計画を作成

芦屋市文化振興基本計画の策定体制



芦屋市文化振興基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市文化基本条例(平成22年芦屋市条例第1号)第8条第1項の規定に基づき、文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、芦屋市文化振興基本計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 文化の振興に関する施策の基本的な方向に関する事項
- (3) 総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に、基本計画に係る素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部参事(行政経営担当部長)をもって充て、副委員長は、市民参画課長及び生涯学習課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を主宰する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が、その職務を代理する。

- 6 委員は，別表第2に掲げる者をもって充てるほか，本部が必要と認めるときは，本部長が指名する者を委員とすることができる。
- 7 幹事会は，委員長が必要に応じて招集する。
- 8 委員長は，必要があると認めるときは，幹事会に委員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。
- 9 委員長は，会議の検討結果を必要に応じて本部に報告するものとする。

(専門委員)

第6条 幹事会は，第5条の調査又は研究を行う上で，必要な助言及び指導を受けるため，専門委員を置くことができる。

(設置期間)

第7条 本部の設置期間は，平成22年7月15日から基本計画を策定した日までとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は，基本計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか，本部の運営に関し必要な事項は，本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成22年7月15日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は，本部が，基本計画を策定した日限り，その効力を失う。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(本部員)

技監

総務部長

総務部参事(行政経営担当部長)

総務部参事(財務担当部長)

市民生活部長

保健福祉部長

保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長)

都市環境部長

都市環境部参事(都市計画担当部長)

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第 2 (第 5 条関係)

(委員)

総務部行政経営課長

総務部財政課長

市民生活部主幹(国際交流担当課長)

市民生活部経済課長

保健福祉部地域福祉課長

保健福祉部障害福祉課長

保健福祉部高年福祉課長

保健福祉部こども課長

都市環境部公園緑地課長

都市環境部都市計画課長

都市環境部主幹(まちづくり・開発指導担当課長)

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部市民センター長

教育委員会社会教育部図書館長

芦屋市文化振興審議会規則

平成22年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要と認めるときは、当該事項を明示して臨時委員若干人を会長の意見を聴いて委嘱又は任命することができる。

- 2 臨時委員は、その担任事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、芦屋市文化振興審議会に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

芦屋市文化基本条例

平成22年3月26日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 文化振興基本計画（第8条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第9条 第20条）

附則

芦屋は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北の六甲山から南に広がる大阪湾へ、緩やかな傾斜が織り成す美しい景観と温暖な気候に恵まれた地です。

歴史的には、有数の古墳群をはじめ、阪神間最古の遺跡を有し、永く自然豊かな村落としてその環境をとどめてきました。近代に入ると、鉄道の開通とともに、西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が築かれていきました。

戦後復興期の昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められてきました。

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいえるべき文化風土を形成しています。

そして豊かな芸術文化や生活文化がはぐくまれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。

これからの芦屋の持続的な発展のために、その基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくことこそ、私たち市民の真の願いです。

ここに、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材をはぐくみあい、ゆとりと潤いのある心豊かな暮らしを実現することを願って、市民、事業者及び市の協働の下、国際文化住宅都市芦屋の価値を将来にわたって高めていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承することをいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

（市の役割及び責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めなければならない。

4 市は、文化の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないよう十分に配慮しなければならない。

（市民等との協働）

第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の振興に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

（文化振興基本計画）

第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市文化振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

（伝統的な文化の保存等）

第9条 市は、地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し、継承し、

及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化施設の充実及び活用、文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う青少年の文化活動の充実を図り、豊かな感性及び創造性をはぐくむため、優れた文化に触れる機会の提供、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第13条 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第14条 市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第15条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国内及び国外との交流)

第16条 市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第17条 市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する支援)

第18条 市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する民間支援活動の促進)

第19条 市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第20条 市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表芦屋市男女共同参画推進審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議、文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10人以内(その他必要に応じ臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が 適当と認める者	2年(臨時委員は、担任事項についての審議が終了するまでの期間)
------------	--	----------------------------------	--	---------------------------------

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市男女共同参画推進審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抄）

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 5 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について，法律又は他の条例に定めるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市文化振興 審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議，文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10 人以内 (その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が 適当と認める者	2 年(臨時委員は，担 任事項に ついての 審議が終 了するま での期間)

（任期）

第 3 条 委員の任期は，前条の表のとおりとする。ただし，特に定める場合を除き，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（補則）

第 4 条 この条例に定めるもののほか，附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は，当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

第一章 総則 (第一条 第六条)

第二章 基本方針 (第七条)

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策 (第八条 第三十五条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等

を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

理由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することないようにすること。
- 五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。

六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。

七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

芦屋市芸術文化活動助成要綱

注 平成15年6月11日から条文注記入る。

(目的)

第1条 この要綱は、芦屋市市民文化振興基金条例(昭和57年芦屋市条例第3号)に基づき、芦屋市民の芸術文化活動の助成及び顕彰又は表彰することにより、芸術文化活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、市民及び市内において芸術文化活動を行っている団体又は個人とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる芸術文化事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国際的又は全国的な交流に関する事業
- (2) 各種広域的大会への参加事業
- (3) 優れた活動に対する顕彰又は表彰事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的に添う事業

(平17.4.1・一部改正)

(助成額)

第4条 助成の額は、予算の範囲内とする。

2 各事業に対する助成の額は、その団体又は個人の活動の状況を勘案して決定する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として助成を受けようとする事業を開始する日の1月前までに市長に申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(平15.6.11・平17.4.1・一部改正)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、必要に応じて関係者の意見を聴き、その可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定したときは、速やかに助成金を交付する。

(報告)

第8条 助成金の交付を受けた者は、対象事業(第3条第3号の事業は除く。)の完了後に

実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(平15.6.11・一部改正)

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 第5条の申請書の内容と前条の実績報告書の内容が異なったとき。

(平17.4.1・一部改正)

(庶務)

第10条 この要綱に基づく庶務は、市民生活部市民参画課が行う。

(平16.4.1・平19.4.1・一部改正)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式(省略)

富田碎花賞規則

平成2年6月4日

規則第18号

注 平成20年4月1日規則第27号から条文注記入る。

(目的)

第1条 この規則は、富田碎花生誕100年並びに芦屋市制施行50周年及び芦屋市教育委員会設置40周年を記念して富田碎花賞を制定し、富田碎花の詩歌に関する幅広い活動を顕彰するとともに優れた詩集に対しこれを贈呈することにより、市民文化の振興に寄与することを目的とする。

(富田碎花賞の贈呈)

第2条 市長は、富田碎花顕彰会が選考した詩集に対し、富田碎花賞を贈呈するものとする。

(平20規則27・全改)

(贈呈の方法)

第3条 富田碎花賞の贈呈は、正賞及び副賞をもって行う。

(平21規則14・追加)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平20規則27・旧第6条繰上・一部改正、平21規則14・旧第3条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年5月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

芦屋市市民文化振興基金条例

昭和57年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 芦屋市民の文化振興を目的とする事業を推進するため、芦屋市市民文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第1条の趣旨に添う寄付金
- (2) 基金の運用から生ずる収益金
- (3) 前2号のほか、各年度において予算に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(使途)

第4条 基金から生ずる収益金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充当する。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第6号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

芦屋市民文化賞に関する規則

昭和42年10月13日

規則第29号

(目的)

第1条 この規則は、文化の高揚・生活の向上に貢献した功績が顕著な者に対し、文化賞を贈つてこれを表彰することにより、市民文化の向上発展をはかることを目的とする。

(文化賞)

第2条 文化賞は、「芦屋市民文化賞」という。

(表彰の範囲)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体を表彰することがある。

- (1) 学術、科学、教育等の研究実践をとおして市民文化の向上発展に貢献した者
- (2) 健全な芸術、芸能、体育等の活動によつて市民文化の向上発展に貢献した者
- (3) その他、地域社会の向上発展に貢献し、その功績が顕著である者

(被表彰者の選考)

第4条 市長は、被表彰者の選考にあつては、必要に応じて学識経験者の意見を徴するものとする。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年11月3日文化の日に行なう。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次の各号の一または2以上の方法をあわせて行なうものとする。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 賞品または賞金の授与
- (3) その他市長が適当と認める方法

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年10月7日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

主な市の文化施設

- 1 芦屋市民センター（業平町 8 番 24 号・8 番 5 号）

開館 昭和 50 年 4 月 1 日
構造 鉄筋コンクリート造地上 4 階，地下 1 階建
延床面積 11,079 m²うち公民館 2,225 m²（ホール 700 人，小ホール 150 人，貸室 18 室ほか公民館貸室 16 室）
休館日 毎週火曜日（祝日と重なった場合は大ホールのみ開館）
8 月 13 日から 14 日（市民会館・ホール・公民館のみ）
年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）
開館時間（平日・土曜日）午前 9 時～午後 9 時 30 分
（日曜日・祝日）午前 9 時～午後 5 時（大ホールのみ午後 9 時 30 分）
電話番号 31-4995
- 2 富田碎花旧居（宮川町 4 番 12 号）

開館 昭和 62 年 3 月
構造 木造平屋建，敷地面積 333.88 m²
延床面積 88.67 m²（母屋，展示室，管理人室）
開館日 日曜日及び水曜日 ただし，年末年始（12 月 25 日～1 月 4 日），
8 月 13 日～19 日，10 月 17 日を除く
開館時間 午前 10 時～午後 4 時（入館は午後 3 時まで）
電話番号 38-2091
- 3 図書館（本館，伊勢町 12 番 5 号） 昭和 24 年 5 月 1 日創立
開館 昭和 62 年 7 月 8 日
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建，敷地面積 6,479 m²
延床面積 3,007 m²（蔵書冊数 362,071 冊（平成 21 年度））
休館日 月曜日及び毎月第 1 火曜日（祝日の場合は開館し，直後の平日の開館日を休館）年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）
開館時間 午前 10 時～午後 6 時
電話番号 31-2301

打出分室（打出小槌町 15 番 9 号，打出教育文化センター内）

【休室日】本館の休館日並びに日曜日～火曜日及び祝日

開室時間 午前 10 時～午後 5 時

電話番号 38-7220

大原分室（大原町 20 番 2 号，大原集会所に併設）

【休室日】本館の休館日並びに月曜日及び火曜日

開室時間 午前 10 時～午後 6 時

電話番号 38-7762

4 谷崎潤一郎記念館（伊勢町 12 番 15 号）

指定管理者：読売・武庫川学院事業連合

開館 昭和 63 年 10 月 8 日

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建，敷地面積 1,698 m²

延床面積 591 m²（展示室 138 m²，ロビー 124 m²，収蔵庫 57 m²，日本庭園 300 m²，映像展示室 16 m²）

休館日 月曜日（祝日・休日の場合はその翌日）年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

開館時間 午前 10 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）

電話番号 23-5852

5 美術博物館（伊勢町 12 番 25 号）

指定管理者：小学館集英社プロダクション，芦屋ミュージアム・マネージメント，グローバルコミュニティグループ

開館 平成 3 年 3 月 22 日

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建他，敷地面積 6,469 m²

延床面積 3,402 m²（1F 展示室 161 m²，2F 展示室 438 m²，講義室 127 m²，体験学習室 100 m²，研究資料室 156 m²，収蔵庫 340 m²，ホール 535 m²，小出アトリエ 51 m²，喫茶室 64 m²）

休館日 月曜日（祝日・休日の場合はその翌日）年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

開館時間 午前 10 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）

電話番号 38-5432

6 集会所 指定管理者：芦屋市地区集会所運営協議会連合会

集会所名	住所	電話番号	休館日
打出集会所	大東町 17 番 3 号	23-2329	月曜日
翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町 9 番 15 号	22-2475	水曜日
竹園集会所	竹園町 5 番 6 号	22-2484	月曜日
前田集会所	前田町 8 番 17 号	23-3899	水曜日
朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町 30 番 9 号	23-4896	月曜日
春日集会所	春日町 13 番 17 号	32-5377	水曜日
潮見集会所	潮見町 7 番 1 号	32-4359	月曜日
浜風集会所	浜風町 3 番 2 号	38-0960	水曜日
奥池集会所	奥池南町 34 番 4 号	32-0763	月曜日
西蔵集会所	西蔵町 11 番 16 号	32-0764	水曜日
大原集会所	大原町 20 番 2 号	38-7782	火曜日
茶屋集会所	茶屋之町 8 番 20 号	32-1232	月曜日
三条集会所	三条町 8 番 3 号	35-0501	木曜日

使用時間 午前 9 時 ~ 午後 9 時 30 分

7 潮芦屋交流センター（芦屋市海洋町7番1号）

指定管理者：NPO法人芦屋市国際交流協会

開館 平成 23 年 4 月 12 日

構造 鉄筋コンクリート造 2 階，敷地面積 4,570.15 m²

延床面積 1,424.39 m²（国際交流センター，潮芦屋集会所，屋外交流
広場）

休館日 水曜日，年末年始（12 月 28 日 ~ 1 月 4 日）

開館時間 午前 9 時 ~ 午後 9 時 30 分

（屋外交流広場は，午前 9 時 ~ 午後 9 時）

電話番号 25-0511

芦屋市文化振興審議会における意見等

- 1 地域意識の希薄化解消のため、町ごとに「まちの駅」的な場所を設け住民が気軽に立寄れる所を作る。
- 2 コーディネーターとしての人材を登用し、きめ細かな施策を行う。
- 3 市民による提案制度として、市民政策アドバイザー制度を整える。
- 4 文化活動の環境整備のための意見を募る目安箱を設置する。
- 5 住宅地と市主催の催事会場を結ぶマイクロバスを運行する。
- 6 高齢者、障がい者のアート活動を積極的に位置付ける。
- 7 県が進めている「まちの寺子屋」開設を市でも取上げ、子どもに社会のルールや礼儀作法等を身に付けさせると共に文化に触れさせる。
- 8 江戸中期に日本で作られた「鯉のぼり」を町ごとの子どもたちで作らせ（一人が鱗一片でも画き）、市全体で駅前か芦屋川に展示する。共同作業をする事により子どもの情操教育にも役立ち、地域社会のつながりも深まる。
- 9 文化を体験する「文化体験フェア」を文化団体が催し、行政が支援する。
- 10 今では忘れられている「美しい日本語」の学習を学校で始める。
- 11 アートプロデューサー集団を組織し、プロデュースのためのテキストを作成して芦屋市にそのノウハウを蓄積させる。また、そのテキストを使って講座を開催し、マネジメントできる人材の育成に努める。
- 12 顕彰を通じた若手芸術家への奨励制度を整える。
- 13 絵画、造形だけでなく音楽関係の発表会にも行政が協力する。
- 14 芦屋市内には、さまざまなジャンルの多くのレベルの高い芸術団体があり、作品の創造のみならず、教室として、後進を指導も行っており、市外からも多くの芸術関係者が集う場となっている例が多くある。そういった団体との連携も大切にしていく。
- 15 学校教育における文化活動の充実と連動させ、子どもたちの伝統的な文化に触れる機会を増やす。
- 16 阪神間の文化的土壌を未来に引き継ぐために、近隣の行政地域との交流を推進する。
- 17 市の施設における表示（看板など）の多言語表記の充実。
- 18 神戸、西宮など近隣地域の文化施設との情報共有、割引制度の導入などを図る。
- 19 国際的知名度のある芦屋ゆかりの人物の魅力を発信するプロジェクトを行う。

- 20 個展やコンサートの会場として、自宅の一部を提供してくれる人を募り、リスト化する。市が規則を作り、貸借の仲介をする。
- 21 各家庭のアルバムに残る芦屋の風景を撮った写真を募り、アーカイブ化して市で保存する。
- 22 文化施設のハード面及びソフト面での機能の向上(老朽化した施設の整備のほか、学術研究拠点や託児室を置くなど、これまでにない機能も付与させていく。)
- 23 文化芸術総合ホームページの開設
- 24 人材の育成として、部門ごとのプロデューサー育成事業を支援する「街あるき文化プロデューサー」、「国際文化プロデューサー」、「子育て支援文化プロデューサー」などの人材と連携をしていく。
- 25 ボランティアの推進と活用を図る。
- 26 文化財の指定や活用を検討する。

芦屋市の文化に関するアンケート調査 市民アンケート結果概要

アンケート調査 概要

1．調査目的

- ・ 芦屋市文化基本条例に基づく文化振興に関する計画策定に向けて、芦屋の個性を生かし、市民の豊かな人間性を育む取組を実現するために、市民の文化活動や芦屋の文化についての現状、今後の取組への期待について、市民の皆様から広く意見を収集し、その結果を芦屋市文化振興基本計画の策定に活用する。
- ・ 芦屋市文化基本条例の認知度を高める。

2．調査内容

- 1) 基本情報について（問 1～問 7）
- 2) 市民の文化活動について（問 8～問 14）
- 3) 芦屋の文化の現状と課題について（問 15～問 20）
- 4) 個性豊かな芦屋の文化の創造と発展に向けて（問 21～問 23）

3．調査設計

- 1) 調査地域 芦屋市全域
- 2) 抽出方法 住民基本台帳から平成 22 年 7 月現在 15 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出
- 3) 調査方法 郵送によるアンケート調査票の配布・回収（督促 1 回）
- 4) 調査期間 平成 22 年 8 月 20 日（調査票発送）～9 月 10 日（返送締切）
- 5) 調査設計・分析 神戸大学大学院 国際文化学研究科 藤野研究室

4．調査票回収結果

有効回答数 1,104 枚 （回収率：55.2%）

アンケート結果 概要

1) 基本情報について

問 1. 男女別 (図 1)

男女別の回答では、市の人口構成比 (男性 46%、女性 54%) に対して、本調査では、男性 43%、女性 56%である。

問 2. 年齢別 (図 2)

年齢別の回答では、50 歳代以上が 57%、20 歳代～40 歳代の回答者が少なく、70 歳代、80 歳代がやや多い。

* 年齢別男女別 (図 3) では、30 歳代から 60 歳代にかけて女性の回答者が多い。

問 3. 居住地域 (小学校区) 別 (図 4)

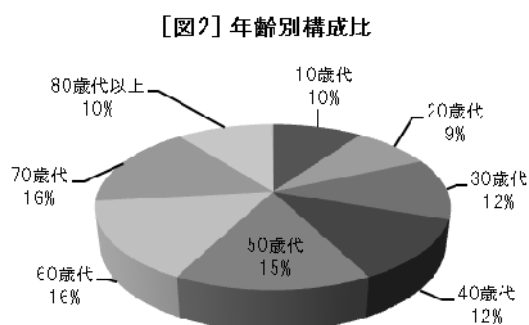
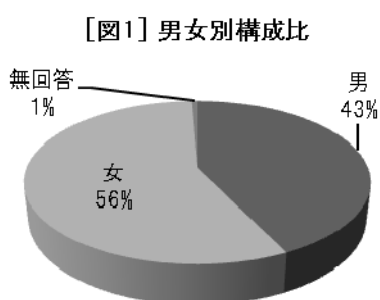
居住地域 (小学校区) 別の回答では、ほぼ市の小学校区別人口構成比どおりである。

問 4. 居住年数別 (図 5)

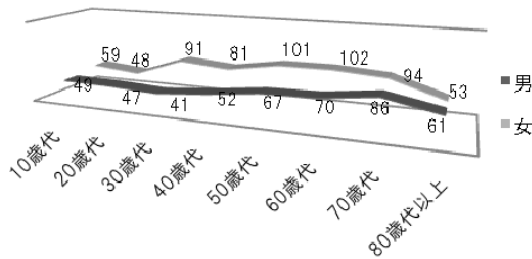
居住年数別の回答では、10 年以上の居住者が 73%を占めている。

問 5. 職業別 (図 6)

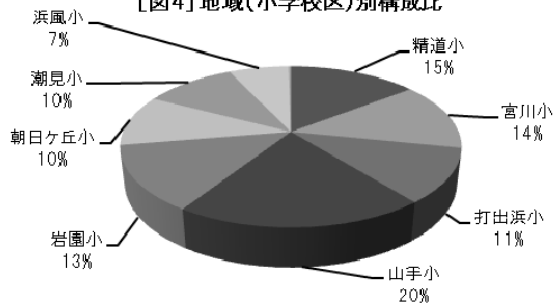
職業別の回答では、学生、家事専業及び無職で 57%である。



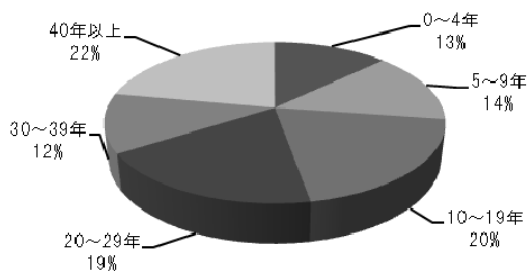
【図3】年齢別男女別回答者数



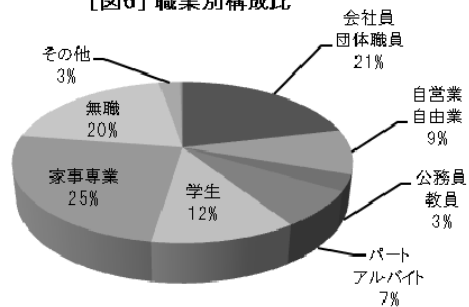
【図4】地域(小学校区)別構成比



【図5】居住年数別構成比



【図6】職業別構成比



以下、紙面の都合上グラフは省略。

問6.特に興味・関心のある分野について(3つ以内で複数回答)

- ・「音楽」、「美術」、「メディア芸術」の興味・関心が高い。
- ・10歳代は、「クラシック系以外の音楽」と「メディア芸術」の比率が高く、両者は、年齢が高くなるにつれて低くなり、反対に「クラシック系音楽」、「伝統芸能」、「文学」と「生活文化」の比率は、年齢とともに高くなる。
- ・「舞台芸術」と「芸能」は、各年齢層にほぼ一定の割合を占めている。

問7.自由時間の過ごし方について(3つ以内で複数回答)

- ・「テレビ、ラジオ、DVD、CD等の鑑賞」、「家族や友人との団らん」が多く、続いて、「ショッピング」、「学習・読書などの教養活動」、「ドライブ・旅行」、「インターネット」、「スポーツ活動」、「文化活動」の順である。
- ・男性は、「テレビゲーム・パソコンゲーム」、「スポーツ活動」、女性は、「ショッピング」、「ボランティア活動・地域活動」、「家族や友人との団らん」、「文化活動」の比率が高い。
- ・10歳代は、「テレビゲーム・パソコンゲーム」と「カラオケ」の比率が高く、「インターネット」は、20歳代までが占める割合が大きい。また20歳代は、「スポーツ活

動」の比率が低い。

- ・30歳代は、「家族や友人との団らん」と「ショッピング」の比率が高い。
- ・「散歩」、「ボランティア活動・地域活動」、「文化活動」については、50歳代以上で7割以上である。

2) 市民の文化活動について

問8. 最近の1年間の文化活動（文化施設等での鑑賞，参加など）の有無について

- ・最近の1年間に活動があるとの回答者は、全体の60%で、そのうち61%が女性である。
- ・活動があるとの回答者は、年齢別では40歳代から60歳代が多い。
- ・活動が無い回答者の男女別比率はほぼ同じだが、職業別では、学生の比率が高い。

問9. 活動回数について 問8で文化活動があると答えた方への設問，以下，問12まで同様

- ・「年に1～11回」は57%、「月に2～3回以上」は27%である。
- ・「月に1回以上」の回答者は、本調査全体の25%となる。

問10. 活動場所について（あてはまる番号すべてに複数回答）

- ・市内では、「市立図書館」と「ルナ・ホール」が多く、次に「市民会館」と「美術博物館」となっている。
- ・市外では、「県立美術館」、「県立芸術文化センター」、「神戸市立博物館」の順になっている。
- ・回答数は少ないものの、比較的若い世代でも、地域の「コミスク」が活用されている。
- ・県外施設名も多数記述されており、活動範囲の広がりがわかる。

問11. 活動形態について（3つ以内で複数回答）

- ・「趣味として鑑賞を楽しんでいる」が突出して多く、次に「習い事として活動している」、「趣味又はボランティアとして文化団体に参加、活動している」の順である。
- ・「趣味として鑑賞を楽しんでいる」のみの回答者は、無回答を除くと、61%となる。
- ・男性は、回答数は少ないものの、「文化施設等でボランティア活動をしている」と「コ

ンクールや展覧会等への参加・出品を目標に活動している」の比率が高い。

- ・女性は、「習い事として活動している」「文化団体などで指導者等として活動している」の比率が高い。
- ・10歳代は「コンクールや展覧会等への参加・出品を目標に活動している」の比率が高い。
- ・「習い事として活動している」は、40歳代以上、「趣味又はボランティアとして文化団体に参加、活動している」は、50歳代以上で、それぞれ8割、「文化施設等でボランティア活動をしている」は、60歳代が4割以上を占めている。
- ・活動回数との関係では、回数が少ないほど、「趣味として鑑賞を楽しんでいる」、活動回数が多いほど「習い事として活動している」回答者が多い。

問 12.活動分野について（3つ以内で複数回答）

- ・興味・関心のある分野とほぼ同じく、「美術」、「音楽」、「メディア芸術」の比率が高い。
- ・男性は「芸能」、女性は「舞台芸術」、「伝統芸能」、「生活文化など」での比率が高い。
- ・10歳代は、「クラシック系音楽」の比率が高く、興味・関心の高かった「クラシック系以外の音楽」については、実際の活動は少ない。
- ・活動回数との関係では、「月に2～3回以上」（27%）は、回答数が少ないものの、分野別の比率でみると、「伝統芸能」と「文学」が高く、「メディア芸術」は低い。「月に1回」の回答者は、「美術」、「クラシック系音楽」、「メディア芸術」の回答数が多い。

問 13.活動しなかった理由について（3つ以内で複数回答） 問 8 で文化活動が無いと答えた方への設問

- ・「鑑賞又は参加する時間がなかった」、「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足している」、「情報が少なかった」、「鑑賞は又参加したいものがなかった」の順である。
- ・男性は、「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足している」、「鑑賞又は参加したいものがなかった」の比率が高く、「興味のもてる指導者がいなかった」（8人）を選んだ回答者のほとんどは男性（7人）である。また、「子どもを預ける場所がなかった」（20人）を選んだ回答者の中には、男性（4人）も含まれている。
- ・女性は、「子どもを預ける場所がなかった」以外に、「鑑賞又は参加する時間がなか

った」の回答数が最も多く、「場所が遠かった」、「料金が高額だった」、「健康的な理由で鑑賞又は活動できなかった」の理由での比率が高い。

- ・10歳代は、「まったく興味がない」、30歳代は「子どもを預ける場所がなかった」の比率が高い。
- ・40歳代以下は、「鑑賞又は参加する時間がなかった」と「鑑賞又は参加したいものがなかった」、50歳代以上は、「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足」と「場所が遠かった」の比率が高い。
- ・「会社員・団体職員」は、「情報が少なかった」、「鑑賞又は参加したいものがなかった」の比率が高く、無職では、「テレビ・ビデオ・CD・DVDなど自宅で鑑賞することで満足している」、「一緒に行く仲間、友人がいなかった」の比率がやや高い。

問 14. 幼少期（小学生まで）の文化活動について（あてはまる番号すべてに複数回答）

- ・「学校の授業の一環として、学校内へ芸術家を招いて行う芸術鑑賞や、劇場、美術館、音楽ホールなどの文化施設で芸術鑑賞を行ったことがある」、「家族や親せきなどとともに、劇場、美術館、音楽ホールなどの文化施設で芸術鑑賞を行ったことがある」の回答数が多い。
- ・「学校の授業の一環として、学校内へ芸術家を招いて行う芸術鑑賞や、劇場、美術館、音楽ホールなどの文化施設で芸術鑑賞を行ったことがある」のみと無回答者を除くと、学校以外での活動体験者は、全体の6割となる。
- ・男性は「劇場、美術館、音楽ホールなどの文化施設で芸術鑑賞を行う機会がなかった」、女性は「文化関連の習い事をしてきた（楽器演奏、絵画、ダンス等）」の比率が高い。
- ・若年層ほど、「学校の授業の一環、学校内へ芸術家を招いて行う芸術鑑賞や、劇場、美術館、音楽ホールなどの文化施設で芸術鑑賞を行ったことがある」の比率が高く、「機会がなかった」は、高齢になるほど高くなる傾向がある。その回答のなかで、戦時下の影響で機会がなかったという記述が多かったが、それでも、70歳代以上の4割近くは「家族や親せきとともに」鑑賞したと回答している。
- ・文化活動の有無（問8）との関係では、「習い事をしてきた」の回答者の7割以上が、この1年間においても活動している。

3) 芦屋の文化の現状と課題について

問 15.文化情報の入手状況について

- ・情報を得ていると「思う」は3割,「思わない」も3割,「わからない」は4割となった。
- ・「思う」と「わからない」の回答は,やや女性比率が高い。
- ・10歳代,40歳代は「わからない」,30歳代と50歳代で「思わない」,60歳代,70歳代では「思う」の比率が高い。
- ・文化活動の有無(問8)との関係では,活動が有るとの回答者は,「思う」の比率が7割以上である。

問 16.文化情報の入手手段について(3つ以内で複数回答)

- ・「市の広報紙」,「新聞」が多く,次に「インターネット」,「テレビ」,「知人・友人」,「チラシ・ポスター」の順である。
- ・「チラシ・ポスター」の入手場所は,掲示板以外に,駅,電車,バス停,また個別の文化施設名等,具体的な場所の記述が多い。
- ・男性は,「インターネット」,「ラジオ」,「雑誌」の比率が高く,「新聞」と「テレビ」の比率もやや高い。
- ・女性は,「友人・知人」と「チラシ・ポスター」の比率が高く,「地域情報誌」と「市の広報紙」の比率もやや高い。
- ・「新聞」に関しては50歳代から70歳代の回答者が多く,「ラジオ」は,50歳代以上で8割を占める。
- ・「市の広報紙」の回答者については,40歳代がやや少ないものの,30歳代以上で9割以上を占めている。
- ・「地域情報誌」,「友人・知人」と「チラシ・ポスター」の回答は,比較的若年層が占める割合が大きい。
- ・「インターネット」の回答者は50歳代以下で,8割以上となる。
- ・文化活動の有無(問8)との関係では,活動が有るとの回答者は,「市の広報紙」と「新聞」が多いが,媒体別の比率で見ると,「チラシ・ポスター」,「友人・知人」で高くなっている。
- ・文化情報の入手状況との関係では,「情報を得ている状態にあると思う」との回答者は,「雑誌」,「市の広報紙」と「地域情報誌」の比率が高く,「新聞」と「インターネット」もやや高い。「テレビ」と「ラジオ」は「わからない」の比率がやや高いが,「ラジオ」は「テレビ」よりも「情報を得ている状態にあると思う」の比率は高い。

問 17. 必要とする文化情報について（3つ以内で複数回答）

- ・「市内で催される公演や展覧会などの情報」,「市外で催される公演や展覧会などの情報」で,全体の54%となる。次に,「市内の文化施設や文化財等の情報」,「市内の稽古場,練習場所やアトリエ,教室などの情報」,「公演や展覧会などの専門家による批評,おすすめ情報」,「市内で活動している芸術家・アーティストの情報」の順である。
- ・男性は,「市内の文化施設や文化財等の情報」,女性は,「市内の稽古場,練習場所やアトリエ,教室などの情報」と「市内の文化団体,文化に関するNPO（非営利団体）などの情報」の比率が高く,また回答数は少ないものの,「外国語や点字などでの情報」は,女性の比率が高い。
- ・30歳代以下は,「市内の稽古場,練習場所やアトリエ,教室などの情報」の比率が高い。
- ・文化活動の有無（問8）との関係では,活動が有るとの回答者は,「市外で催される公演や展覧会などの情報」の比率が高い。

問 18. 「情報を十分得る状態だと思わない」理由について（3つ以内で複数回答） 問 15
で「思わない」と答えた方への設問

- ・「公演や展覧会など文化に関する情報の入手手段」と,十分でない情報として「市内で催される公演や展覧会などの情報」が多く,次に「市外で催される公演や展覧会などの情報」,「市内の文化施設や文化財等の情報」,「市内の稽古場,練習場所やアトリエ,教室などの情報」の順となり,「情報の入手手段」を除くと,必要としている情報と同じである。
- ・「その他」において,「媒体の選択が重要」や「効果的な情報発信の方法や工夫が必要」などが記述されている。

問 19. 一層充実されるべき文化事業の内容について（3つ以内で複数回答）

- ・「知名度の高い文化人やアーティストの公演や展覧会」が最も多く,次に「市民向けの優待制度（チケット割引など）がある公演や展覧会」,「市民の誰もが参加できる入門講座や教室」,「市内を拠点に活動するアーティストの公演や展覧会」,「若いアーティストを発掘するコンクール」の順である。
- ・「若いアーティストを発掘するコンクール」は,10歳代の比率が高く,40歳代以下で6割近くを占めている。

- ・「子どもの公演や展覧会」を選んだ回答者は、30歳代の比率が高く、40歳代を合わせると約5割となり、「街角や公園などでの公演や展覧会」を選んだ回答者も、20歳代から40歳代で、約5割である。
- ・50歳代以上が選んだ回答は、「市民の公演や展覧会」と「市内を拠点に活動するアーティストの公演や展覧会」の比率が高く、「病院や介護施設などでの公演や展覧会」や「市民の誰もが参加できる入門講座や教室」も、やや高い。
- ・「市民向け優待制度（チケット割引など）がある公演や展覧会」は、ほぼすべての年齢層から望まれている。
- ・文化活動の有無（問8）との関係では、活動が有るとの回答者は、「市内を拠点に活動するアーティストの公演や展覧会」の比率が高く、「市民の公演や展覧会」、「市民の誰もが参加できる入門講座や教室」、「市民向けの優待制度（チケット割引など）がある公演や展覧会」、「子どもの公演や展覧会」もやや高い。活動が無いとの回答者では、「病院や介護施設などでの公演や展覧会」の比率が高い。

問20.文化施設等の運営で重視する点について（3つ以内で複数回答）

- ・「利用時間や受付時間が利用しやすいように設定されている」、「利用料金（駅と文化施設をつなぐバスなど）が利用目的や申込時期などによって利用しやすいように設定されている」、「交通手段がより整備されている」といった、基本的な利用条件に関する回答が多く、これら以外では、「芸術家や文化人との交流または情報交換をする機会や場所がある」がやや多い。
- ・10歳代は、「練習のためのスタジオや創作のためのアトリエとして利用できる」と「活動に必要な器材（録音機器、楽器など）が安価でレンタルできる」の比率が高く、両者とも、30歳代以下で約6割を占めている。
- ・50歳代以上では、「NPO（非営利団体）や市民団体が主体的に文化施設等の運営に関わっている」を選んだ回答者の比率が高い。
- ・「その他」において、駐車場の整備に関する記述が多く、運営面では「プロデューサーの必要性」や「誰もが利用しやすい雰囲気づくり」、また情報発信面での工夫が求められている。
- ・文化活動の有無（問8）との関係では、活動が有るとの回答者は、「芸術家や文化人との交流または情報交換の機会や場所がある」の比率が高く、全体から見た回答数は少ないが、実際に活動するための「文化活動の相談窓口がある」、「NPO（非営利団体）や市民団体が主体的に文化施設等の運営に関わっている」、「鑑賞案内や芸術家などの活動を支援できる市民ボランティアが関わっている」などの比率も高い。

活動が無いとの回答者では、「活動に必要な器材（録音機器，楽器など）が安価でレンタルできる」の比率がやや高い。

4) 個性豊かな芦屋の文化の創造と発展に向けて

問 21. 大切にしたい芦屋の文化的な資源について（3つ以内で複数回答）

- ・「自然や景観」が突出して多く，回答者の8割以上が選択している。次に，「町並み，公園」が多く，両者を合わせると，回答数の6割を占めている。それ以外は，「まちの歴史や歴史的建造物・遺跡」，「文化行事・イベント」，「伝統行事・祭り」の順である。
- ・30歳代以下は，花火大会などを含む「文化行事・イベント」が多く，「まちの歴史や歴史的建造物・遺跡」は，50歳代以上の比率が高い。

問 22. 芦屋のまちづくりで重視する点について（3つ以内で複数回答）

回答数の多い順に並び替えると次のとおりとなる（カッコ内は回答数）。

「自然・景観が保存・整備され，町並みに調和している」(849)

「市民が質の高い多様な文化に触れる機会が充実している」(265)

「市民が芦屋の歴史をよく理解し，文化財や歴史的建造物を大切にしている」(255)

「次代を担う子どもに文化に触れる機会が充実している」(244)

「各地域の伝統文化や祭りが市民に認識され，継承されている」(151)

「福祉・教育・まちづくりなど，さまざまな政策に文化を活用している」(150)

「国際的な文化交流が盛んである」(124)

「市民が文化に関心を持ち，市民による文化活動が盛んである」(117)

「文化に関する情報が十分に提供されている」(115)

「多くの文化人や芸術家が居住，又は活動の拠点としている」(79)

「文化に関する人材育成が行われており，指導者・後継者が育っている」(74)

「他市から芦屋の文化施設や実施される文化事業等のために訪れる人が多い」(66)

「市民による文化活動の立ち上げや継続に必要な支援制度がある」(62)

- ・男性は、「市民が芦屋の歴史をよく理解し、文化財や歴史的建造物を大切にしている」と「多くの文化人や芸術家が居住、又は活動の拠点としている」の比率が高く、「市民による文化活動の立ち上げや継続に必要な支援制度がある」、「他市から芦屋の文化施設や実施される文化事業等のために訪れる人が多い」もやや高い。
- ・女性は、「次代を担う子どもに文化に触れる機会が充実している」の比率が最も高く、「市民が文化に関心を持ち、市民による文化活動が盛んである」、「文化に関する人材育成が行われており、指導者・後継者が育っている」、「福祉・教育・まちづくりなど、さまざまな政策に文化を活用している」の比率も高い。
- ・10歳代は、「国際的な文化交流が盛んである」の比率が高く、30歳代以下では、「次代を担う子どもに文化に触れる機会が充実している」、「他市から芦屋の文化施設や実施される文化事業等のために訪れる人が多い」の比率が高い。
- ・50歳代以上は、「市民による文化活動の立ち上げや継続に必要な支援制度がある」、「市民が芦屋の歴史をよく理解し、文化財や歴史的建造物を大切にしている」の比率が高い。
- ・「文化に関する人材育成が行われており、指導者・後継者が育っている」については、10歳代と50歳代の回答者の比率が高い。
- ・文化活動の有無（問8）との関係では、活動が有るとの回答者（本問いの65%を占めている）は、とりわけ「市民が質の高い多様な文化に触れる機会が充実している」と「多くの文化人や芸術家が居住、又は活動の拠点としている」の比率が高い。活動が無いとの回答者は、「国際的な文化交流が盛んである」と「各地域の伝統文化や祭りが市民に認識され、継承されている」の比率がやや高い。

問23. 今後の文化活動の形態について（あてはまる番号すべてに複数回答）

- ・「文化の催しを見に行く」が多く、続いて「サークル活動に参加したり習い事をしたりする」、「芦屋市の文化政策に対して市民の立場から意見や提案を出す」の順である。
- ・男性は、回答数は少ないものの、比率の上では「参加したくない」が高い。それ以外に「仲間を集めて、催しを企画する」、「芦屋市の文化政策に対して市民の立場から意見や提案を出す」、「文化関連の情報を紹介する」の比率もやや高い。
- ・女性は、「サークル活動に参加したり習い事をしたりする」、「文化活動の成果を発表する」、「文化に関するNPO（非営利団体）や市民文化団体の活動に参加する」の比率が高い。
- ・30歳以下は、「仲間を集めて、催しを企画する」と「参加したくない」の比率が高

い。

- ・50歳代と60歳代は、「文化に関するNPO（非営利団体）や市民文化団体の活動に参加する」、「自分の得意な文化分野について人に教える」、「文化関連の情報を紹介する」の比率が高い。

芦屋市民憲章（昭和39年5月告示）

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- － わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- － わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- － わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- － わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- － わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市文化振興基本計画

発行年月 平成24年5月

発行 芦屋市

編集 芦屋市総務部行政経営課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2005 FAX 0797-31-4841